## 認定こども園法の改正について

別紙

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設 (新たな「幼保連携型認定こども園」)
  - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

《現行制度》

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化

保育所

(児童福祉施設)

→ 消費税を含む安定的な財源を確保

幼稚園

(学校)

幼稚園

(学校)

## 幼保連携型

[類型]

(594件) ※設置主体は国、自

- 治体、学校法人、社 会福祉法人のみ
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可

○ 保育所は児童福祉法に基づく認可

## 幼稚園型

(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

## 保育所型

※設置主体制限なし

(155件)

地方裁量型

※設置主体制限なし

(33件)

保育所 機能 保育所 幼稚園 (児童福祉施設) 機能 幼稚園機能 保育所機能

《改正後》

〇 改正認定こども園法に基づく単一の

幼保連携型認定こども園

(学校及び児童福祉施設)

〇 指導監督の一本化

認可

- 〇 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、 社会福祉法人のみ

○施設体系は、現行どおり

〇財政措置は「施設型給付」 で一本化

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))